

# 帰宅困難者対策推進のための啓発動画作成業務に係る 企画提案公募要領

大阪府では、帰宅困難者対策を効率的・効果的に推進することを目的に「帰宅困難者対策推進のための啓発動画作成業務」を実施します。

この業務については、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、より効果的・効率的に実施するため、企画提案公募により受託事業者を募集します。

## 1 業務名

帰宅困難者対策推進のための啓発動画作成業務

### (1) 業務の趣旨・目的

南海トラフ巨大地震の発生による被害想定では、大阪府域内に約 146 万人（上町断層帯地震では約 142 万人）の帰宅困難者が発生すると想定されており、帰宅困難者対策については、従業員の安全確保や発災直後の救命・救急活動など応急活動を円滑に行うため、企業等において、従業員を「むやみに移動を開始しない」という一斉帰宅抑制の徹底が不可欠である。

そのため、一斉帰宅抑制の重要性と併せて、従業員の安否確認方法や従業員が社内に留まるために必要な備蓄の方法等をわかりやすく解説する動画を作成し、YouTube 等での配信や大阪府が実施する防災講演等及び企業等が実施する防災研修や訓練等で活用することで、府内の企業等（特に中小企業の防災担当者及び従業員等）の帰宅困難者対策の推進を図る。

### (2) 業務概要

別紙「帰宅困難者対策推進のための啓発動画作成業務仕様書」のとおり

### (3) 委託上限額

3, 7 2 1, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む額）

## 2 スケジュール

令和	元年	7月16日（火）	公募開始
令和	元年	7月24日（水）	説明会開催
令和	元年	8月1日（木）	質問受付締切
令和	元年	8月16日（金）	提案書類提出締切
令和	元年	8月30日（金）	選定委員会（予定）
令和	元年	9月上旬頃	契約締結
令和	元年	9月上旬頃	業務開始
令和	2年	2月28日（金）	業務終了

## 3 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

なお、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が該当すること。

- (1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。
- ア 成年被後見人
  - イ 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 11 条に規定する準禁治産者
  - ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていない者
  - エ 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
  - オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
  - カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者
  - ク 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第 1 項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第 1 項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。
- (4) 府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近 1 事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。
- (5) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (6) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
- (7) 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者（(1)キに掲げる者を除く。）又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者（(1)キに掲げる者を除く。）でないこと。
- (8) 府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第 2 条第 4 項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。

- (9) 受付期間最終日（令和元年8月16日（金））までに平成31・32・33年度大阪府物品・委託業務関係競争入札参加資格者名簿中「映画・ビデオ等 種目コード103」に登録されている者であること。

なお、その登録をされていない者であって、この案件に参加を希望する者は、次により登録を申請することができる。

ア 登録に関する添付書類の提出場所及び問い合わせ先

〒540-8570 大阪府中央区大手前二丁目

(TEL (06)6944-6644)

大阪府総務部契約局総務委託物品課資格審査グループ

イ 資格に関する文書入手するための手段及び申請の方法

- (7) 資格に関する文書については、大阪府電子調達システム

([http://www.pref.osaka.lg.jp/keiyaku\\_2/e-itaku-shinsei/index.html](http://www.pref.osaka.lg.jp/keiyaku_2/e-itaku-shinsei/index.html) 以下「システム」という。)に掲載する。申請の方法については、システムにおいて必要な事項を入力し、送信する。

- (4) 添付書類は、郵送し、又は持参する。

ウ 申請期限

令和元年8月6日（火）午後4時

なお、添付書類は、同日午後4時までに必着とする。

エ その他

詳細は、システムの説明による。

#### 4 応募の手続き

本業務の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。

「3 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出してください。

(1) 公募要領の配布及び応募書類の受付

ア 配布期間

令和元年7月16日（火）から令和元年8月16日（金）まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで）

イ 配布場所及び受付場所

大阪府危機管理室 防災企画課 地域支援グループ

住 所：大阪府大阪市中央区大手前3丁目1番43号 新別館北館3階

電話番号：06-6944-9128（直通）

ウ 配布方法

上記「イ 配布場所及び受付場所」で配布するほか、大阪府危機管理室防災企画課ホームページ ([http://www.pref.osaka.lg.jp/kiki/kanri/bousaiportal\\_hp/31\\_kitakukonnan.html](http://www.pref.osaka.lg.jp/kiki/kanri/bousaiportal_hp/31_kitakukonnan.html)) からダウンロードできます。

（郵送による配布は行いません。）

エ 受付期間

令和元年7月16日（火）から令和元年8月16日（金）まで  
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで）

オ 提出方法

書類は必ず受付場所に持参してください。（郵送やメールによる提出は認めません。）  
※事前に電話にて予約を取ってください。

カ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(2) 応募書類等

正本1部（応募書類、添付書類）、副本8部（応募書類ア～ウのみ）を提出してください。

【応募書類】

- ア 応募申込書（様式1）
- イ 企画提案書（様式2）
- ウ 応募金額提案書（様式3）
- エ 共同企業体で参加の場合
  - ①共同企業体届出書（様式4）
  - ②共同企業体協定書（写し）（様式5）
  - ③委任状（様式6）
  - ④使用印鑑届（様式7-1又は7-2）
- オ 誓約書（参加資格関係）（様式8）

【添付資料】

- ア 定款又は寄付行為の写し（1部）（原本証明してください。）
- イ ①法人登記簿謄本（1部）
  - ・法人の場合に提出してください。
  - ・発行日から3カ月以内のもの
- ②本籍地の市区町村が発行する身分証明書（1部）
  - ・個人の場合に提出してください。
  - ・発行日から3カ月以内のもの
  - ・準禁治産者、破産者でないことが分かるもの
- ③法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明（1部）
  - ・個人の場合に提出してください。
  - ・発行日から3カ月以内のもの
  - ・「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明
- ウ 納税証明書（各1部）（未納がないことの証明：発行日から3カ月以内のもの）
  - ①大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書
    - ・大阪府内に事業所がない方は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代えます。
  - ②税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書
- エ 財務諸表の写し（1部：最近1カ年のもの、半期決算の場合は2期分）

- ①貸借対照表
- ②損益計算書
- ③株主資本等変動計算書

オ 障害者雇用状況報告書の写し（1部）

- ・「障害者の雇用の促進等に関する法律」により事業主（常時雇用労働者数が45.5人以上）に義務化されている「障害者雇用状況報告書（様式第6号）」の写し
- ・本店所在地管轄の公共職業安定所に提出済で受付印のあるもの（インターネットによる報告をした場合は、受付印は不要ですが、到達を確認できる書類を併せて提出して下さい。）
- ・報告義務のある方のみ提出してください。

(3) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(4) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

(5) その他

ア 応募は1者1提案とします（共同企業体構成員として参加する場合を含む）。

イ 応募書類はモノクロ（白黒）としてください。（サムネイル、絵コンテの資料はカラー可）

ウ 応募書類の提出に際しては、正本、副本それぞれA4ファイルに綴って提出してください。

応募書類は電子媒体（CD-R等（ウイルス対策を実施してください。))での提出もお願いします。

エ 表紙及び背表紙には提案業務タイトルと提案団体名を記入してください。（正本のみ）

<記入例>「帰宅困難者対策推進のための啓発動画作成業務」提案書

株式会社〇〇（法人名）

オ 書類提出後の差し替えは認めません（大阪府が補正等を求める場合を除く）。

カ 提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとします。

## 5 説明会

本件企画提案の募集に係る説明会を次の通り開催しますので、応募を検討している者はできるかぎり出席してください。

(1) 開催日時

令和元年7月24日（水） 午後2時から午後3時まで

(2) 開催場所（地図参照）

大阪府庁新別館北館1階災害対策本部会議室

（住所：大阪府大阪市中央区大手前3丁目1番43号）

※Osaka Metro（旧大阪市営地下鉄）谷町線・中央線谷町四丁目駅1A番附近から徒歩約2分1A番出口を通りこし、そのまま約20メートル進むと、左側に新別館北館のエレベーターがあります。また、正面エスカレータで地下1階までいくと、左側に同北館出入口があります。（右側は新別館南館の出入口となるので、ご注意ください。）



### (3) 申込方法

電子メール（アドレス：[kiki-kanri-16@gbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:kiki-kanri-16@gbox.pref.osaka.lg.jp)）で受け付けます。

※電子メールの件名は「【説明会申込：帰宅困難者対策推進のための啓発動画作成業務】」としてください。

※口頭、電話による申し込みは受け付けません。

※会場の都合により、応募者1者につき2名まででお願いします。

※本公募要領等資料は会場に用意していません。ホームページからダウンロードの上、印刷してお持ちください。

### (4) 説明会への申込期限

令和元年7月23日（火） 午後5時まで

## 6 質問の受付

### (1) 受付期間

令和元年7月16日（火）から令和元年8月1日（木） 午後5時まで

### (2) 提出方法

電子メール（アドレス：[kiki-kanri-16@gbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:kiki-kanri-16@gbox.pref.osaka.lg.jp)）で受け付けます。

※件名は「【質問：帰宅困難者対策推進のための啓発動画作成業務】」としてください。

ア 電子メール送信後、必ず電話で着信の確認をお願いします。

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで）

イ 質問への回答は、受付後随時、大阪府危機管理室防災企画課ホームページ

（[http://www.pref.osaka.lg.jp/kiki-kanri/bousaiportal\\_hp/31\\_kitakukonnan.html](http://www.pref.osaka.lg.jp/kiki-kanri/bousaiportal_hp/31_kitakukonnan.html)）に

掲示し個別には回答しません。

## 7 審査の方法

### (1) 審査方法

ア (2)の審査基準に基づき、外部委員で構成する選定委員会による審査を行い、最優秀提案事業者（及び次点者）を決定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案事業者とする。（※大阪府公募型プロポーザル方式実施基準8(5)参照のこと）

イ 審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査にて行います。プレゼンテーション審査の日時は、事前に通知を行います。

プレゼンテーション審査にはパワーポイント等の機材は使用できませんのでご了承ください。  
ウ「最優秀提案事業者の評価点が、審査の結果、100点満点中60点未満の場合は採択しません。」

なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

エ 最優秀提案事業者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定します。

## (2) 審査基準

審査項目	審査内容	配点
本業務の趣旨 目的の理解度	・企画全体のテーマや考え方、アピールポイントが明確であり、本業務の趣旨・目的やターゲット等を理解しているか。	10点
企画・提案内容	・絵コンテ等で表現した動画全体の構成、デザインが、一斉帰宅抑制の重要性や企業が取り組む災害対応について、わかりやすく表現したものとなっているか。	20点
	・YouTubeで配信するにあたり、サムネイルに視聴者の目を引く工夫がなされているか。	20点
	・中小企業が一斉帰宅の抑制に取り組みやすくなる工夫がなされているか。	10点
	・実現性があり、インパクトや興味を引くなど、他にない独創性や斬新さのある提案内容となっているか。	10点
	・完成した動画を効果的に企業に周知する具体的な方法が提案されているか。	10点
実施体制等	・実施体制及び管理責任者、担当者等の人員配置が具体的に提示されているか。	5点
	・無理なく業務を実施できるスケジュールとなっているか。	5点
価格点	・価格点の算定式 満点（10点）×提案価格のうち最低価格／自社の提案価格	10点
合計		100点

## (3) 審査結果

ア 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、応募いただいた全応募者に通知します。

イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を大阪府危機管理室防災企画課ホームページ（[http://www.pref.osaka.lg.jp/kiki/kanri/bousaiportal\\_hp/31\\_kitakukonnann.html](http://www.pref.osaka.lg.jp/kiki/kanri/bousaiportal_hp/31_kitakukonnann.html)）において公表します。

応募者が2者であった場合の次点者の得点は公表しません。

### ①最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点

\* 品質点及び価格点・提案金額

- ②全提案事業者の名称 \* 申込順
- ③全提案事業者の評価点 \* 内容は①に同じ
- ④最優秀提案事業者の選定理由 \* 講評ポイント
- ⑤選定委員会委員の氏名及び選任理由
- ⑥その他

最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- イ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

**8 契約手続きについて**

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と大阪府との間で協議を行い、契約を締結します。
- (2) 採択された提案については、採択後に大阪府と詳細を協議していただきます。この際、内容・金額について変更が生じる場合があります。
- (3) 契約金額の支払いについては、精算払いとします。
- (4) 契約に際して、大阪府暴力団排除条例第 11 条第 2 項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書（様式 9）を提出いただきます。誓約書を提出しないときは、大阪府は契約を締結しません。（ただし、契約金額が 500 万円未満の場合は提出不要）
- (5) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けているとき、又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当するときは、契約を締結しません。
- (6) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがあります。
  - ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者
  - イ 府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者
- (7) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の 100 分の 5 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
  - ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。
  - ア 国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額による。
  - イ 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国



を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の8割に相当する金額による。

- ウ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額による。
  - エ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。
  - オ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。
  - カ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額による。
- (8) (7)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。
- ア この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の100分の5以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を大阪府に寄託しなければならない。
  - イ 大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）第68条第3号に該当する場合における契約相手方からの契約保証金免除申請書の提出（国、地方公共団体、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類及び同規模（当該契約金額の7割以上）の契約履行実績が過去2年間で2件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき）。
  - ウ 大阪府財務規則第68条第6号に該当する場合。

## 9 その他

応募提案にあたっては、大阪府公募型プロポーザル方式実施基準、公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得、公募要領、仕様書等を熟読し遵守して下さい。